

障がいのある方の交通乗車証及びタクシー給付券の更新手続きについて

令和4年度分の交通乗車証またはタクシー給付券の交付には、更新申請書の提出が必要です。

1月21日頃にお送りした申請書に、氏名と電話番号を記入して、2月8日(火)までに同封の返信用封筒にて浪速区保健福祉センターまで郵送してください。

期限までに提出されなかった場合、4月1日(金)までに交通乗車証またはタクシー給付券を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

問合 保健福祉課 **3F32番 障がい者支援**
☎6647-9897 **📠6644-1937**

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における令和2年度分の申請勧奨通知の発送について

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(令和2年8月1日から令和3年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。

問合せ先より、3月上旬に申請勧奨通知が届くよう発送しますので、届いた方は、必要事項をご記入のうえ、同封の封筒にて返送してください。

問合 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎4790-2031
問合せ可能日時 月～金 9:00～17:30

引越し手続きや戸籍の届出・相談のための来所予約を始めました！

引越し手続き、戸籍の届出・相談のために来所される方を対象とした行政オンラインシステムによる窓口来所の予約受付をおこなっています。

お待たせすることなく手続きが可能です。
詳しくは [大阪市行政オンラインシステム](#) **検索**

問合 窓口サービス課 **2F25番 住民情報**
☎6647-9963 **📠6633-8270**

障がい者控除について

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障害者控除」の適用を受けることができます。

認定書の交付については、区役所3階31番窓口で受付しています。

問合 保健福祉課 **3F31番 高齢者支援**
☎6647-9859 **📠6644-1937**

※広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。

社会保険料控除のための納付済額の確認方法について

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料控除の対象となります。確定申告の際に領収書の添付は不要です。納付額については、以下の方法でご確認ください。

納付方法	確認方法
普通徴収(納付書)	領収書の日付が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの分を合計した金額
普通徴収(口座振替)	通帳の引落日が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの分を合計した金額
特別徴収(年金からの天引き)	公的年金の源泉徴収票に記載されている金額
領収書の紛失等で金額が確認できないとき	区役所にて「納付済額のお知らせ」を発行いたします。区役所窓口にお越しいただくか、お電話にて発行を依頼してください。

※各保険料の「納付済額のお知らせ」は、窓口にてお申出いただければ毎年郵送でお送りすることができます。

問合 国民健康保険料について 窓口サービス課 **2F29番 保険管理** **☎6647-9946** **📠6633-8270**
後期高齢者医療保険料について 窓口サービス課 **2F28番 保険年金** **☎6647-9956** **📠6633-8270**
介護保険料について 保健福祉課 **3F31番 介護保険** **☎6647-9859** **📠6644-1937**

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。

【施設サービスの利用者負担額】

※下記①～④の利用料・居住費・食費の利用者負担額 ※ただし③は1/2相当額

①介護療養型医療施設 ②介護老人保健施設 ③介護老人福祉施設 ④介護医療院

【居宅サービスの利用者負担額】 ※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

①医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)
②福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)

【おむつ代】

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問合 保健福祉課 **3F31番 高齢者支援** **☎6647-9859** **📠6644-1937**

個人市・府民税の申告受付が始まります

感染症拡大防止のため、市税事務所への来所を控えていただき、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

申告のお知らせ▶



申告方法・受付期間

①市税事務所あて送付による申告:受付中(3月15日(火)まで)

②大阪市行政オンラインシステムによる申告:受付中(3月15日(火)まで)

・令和3年中に収入がある方(給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ)

・令和3年中に収入がない方

③窓口での申告(土・日・祝休日を除く)

ご注意:受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。

●市税事務所窓口:なんば市税事務所
2月4日(金)～3月15日(火)
平日9:00～17:30(金曜日19:00まで)

●区役所臨時申告会場:浪速区役所臨時申告会場の開設はありませんのでご注意ください。
(なんば市税事務所窓口へ統合しました。)

問合 なんば市税事務所 個人市民税担当
☎4397-2953

浪速税務署の確定申告会場は「梅田スカイビル会場」です！

日時 2月16日(水)～3月15日(火)

【相談受付時間】9:15～16:00 ※土日祝除く

場所 梅田スカイビル タワーウエスト10階

※公共交通機関をご利用ください。

その他 ※浪速税務署に「確定申告会場」は開設しておりません。用紙等の交付、作成済みの申告書等の受付は税務署窓口でも行っています。

対象 浪速税務署管内の納税者の方々

費用 無料

内容《自宅からの申告がオススメ》

・確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要
なほか、早めに受付を終了する場合がありますなど、大変混み合う場合がありますので、来場せずに、ご自宅からスマホやパソコンを利用したe-Taxでの申告が便利です。

・令和4年1月からスマホを利用した申告がより一層便利になります。

・国税庁HPでは確定申告書作成コーナーを設けて作成方法などをご案内しています。詳しくは国税庁HPで！

問合 浪速税務署個人課税部門
☎6632-1131(代表)
問合せ可能日時 平日8:30～17:00(祝日を除く)